

緑の風 NEWS

JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2024年10月28日 No.46

パワハラ・暴行の被害者が加害者となった!! 八王子地本 不当処分・不当転勤の撤回を求める申し入れ 交渉報告 その1

9/27、八王子地本 Aさんは、支社社員から、パワハラ・暴行を行った管理者が労災を申請したことに伴う8/9付の「第三者行為災害報告書(以下、『報告書』)」の記載を求められました。この報告書には「提出期限までにご返信いただけなかった場合は、貴殿のご意見等は反映されず、相手方の意見をもとに本件災害の過失割合等が決定される」と記載されています。しかし、この報告書の提出期限は8/30でした。何故、この報告書が9/27までAさんに渡されなかったのかを、八王子地本は申2号交渉(10/17)で議論しました。

交渉で明らかになった経過と主な会社回答

8/9 弁護士事務所 『報告書』を●駅に発送

8/21 『報告書』が駅に到着 八王子支社人事ユニットが『報告書』を受け取る

(組合)手紙自体は、駅に放置されていたと本人は聞いている。

(会社)8月21日に封書が駅に届いている。8月9日から21日の間までは駅で置かれていたかもしれないというような誤った認識を伝えてしまった。



本当に21日に届いたのが疑問だ!

8/22 支社が『報告書』を開封 ①勤務で記載できるか検討 ②当該職場に労災申請事由の確認

(会社)会社としてはA社員に不安を感じさせないようにフォローしながら対応する方がいいと考えた。

丁寧に対応したいと対面でお渡しすることを優先させた。

(組合)こういう手紙が届いたよという連絡を1本も入れていないのか。

(会社)本人に対しては言っていない。直接渡すという事を優先させた。



本人に連絡しないのはおかしい!

8/25 組合員Aの9月の勤務発表

8/26 支社が弁護士事務所へ『報告書』期限(8/30)延長を相談(1回目) →9/12まで期限延長

8月下旬 支社が本社に相談

9月上旬 出向先と勤務時間での記入についての相談

9/12 支社が弁護士事務所へ『報告書』期限(9/12)延長を相談(2回目) →9/30まで期限延長

(組合)期限を延長した時に、まだ(組合員Aに)会えていないと言ったのか。

(会社)そこまでは伝えていない。

(組合)本人に会えていないという説明もなしに延長を繰り返せば、弁護士事務所の受け止めはどうか。

(支社)延長は承認頂いているので心配ない。

9/18 支社が出向先を訪問し組合員Aに『報告書』を記入してもらう日程を調整

9/27 『報告書』が、8/9に発送されてから**49日後**に組合員Aに届く!

支社が出向中の組合員Aを訪れ『報告書』を出し「**今書いて欲しい**」

組合員A「持ち帰りたい」「もう少し時間が欲しい」「9/30の提出は不可能」

*『報告書』の返信用封筒を渡さなかったことについて (会社)改ざんをして出すとは考えていない。

支社が弁護士事務所へ『報告書』期限(9/30)延長を相談(3回目) →10/16まで期限延長

(組合)持ち帰って『報告書』を書いたのは勤務時間なのか

(会社)持ち帰って書くとなれば、勤怠管理できないので自分の時間になる。



Aさんはそんなこと言われていない!

(会社)書類が届いて確認に時間を要した。時間がかかったことは課題だが、今回の取扱いに対して大きな問題があったとは考えていない。

その2へ続く

これが不安を感じさせない丁寧なフォローなのか!